

(様式3) 情報提供用シート 遠野市

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8月3日	<p>1 道路網等整備の充実について</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全な対策について</p> <p>(1) 一般県道遠野住田線の下組町から六日町間の道路新設改良の早期完了を図ること</p>	<p>道路網の整備は、物流・交流人口の拡大、地域間連携、救急救命、医療圏や観光圏の拡大、企業進出、雇用拡大など、当市のような中山間地域にとって、効果が多方面に渡ることから地域の発展において必要性・重要性の高いインフラである。</p> <p>東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通、一般国道340号立丸峠工区の完工、三陸復興道路の全線開通による当市を取り巻く道路ネットワークの充実により、県内外各地へのアクセス性が向上し、釜石港を活用しながら国内外へ物流業務を展開する企業が当市へ拠点を移転したことをはじめ、新たな企業立地及び増設企業が増加するなどのストック効果が表れており、新たな雇用の創出や地域産業の振興が見込まれている。</p> <p>については、道路網の整備により地域で暮らす人々の安心・安全を確保するとともに、地域経済の拡大につながる次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全な対策について</p> <p>(1) 一般県道遠野住田線の下組町から六日町間の道路新設改良の早期完了を図ること。</p>	<p>一般県道遠野住田線の下組町から六日町間については、令和3年度に「下組町～六日町工区」として事業化し、令和5年度は用地測量を進めてきたところです。今後とも、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A:1</p>

8月3日	<p>1 道路網等整備の充実について</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全な対策について</p> <p>(2) 一般国道340号松崎町八幡交差点からかっぱロード間の拡幅改良を図ること</p>	(2) 一般国道340号松崎町八幡交差点からかっぱロード間の拡幅改良を図ること。	一般国道340号の松崎町八幡交差点からかっぱロード間については、早期の整備は難しい状況ですが、三陸沿岸道路の全線開通による交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。(C)	県南広域振興局	土木部	C : 1
8月3日	<p>1 道路網等整備の充実について</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全な対策について</p> <p>(3) 一般県道土淵達曾部線の「遠野馬の里」から「遠野ふるさと村」までの区間を、堆雪帯による路肩拡幅により、冬期間の安全確保を図ること</p>	(3) 一般県道土淵達曾部線の「遠野馬の里」から「遠野ふるさと村」までの区間を、堆雪帯による路肩拡幅により、冬期間の安全確保を図ること。	要望のあった区間の路肩拡幅については、早期の事業化は難しい状況ですが、積雪量の状況や交通量の推移、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	県南広域振興局	土木部	C : 1
8月3日	<p>1 道路網等整備の充実につ</p>	(4) 一般県道土淵達曾部線の附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稲荷	一般県道土淵達曾部線の附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稲荷穴」間につい	県南広域振興	土木部	C : 1

	<p>いて</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全な対策について</p> <p>(4) 一般県道土淵達曾部線の附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稲荷穴」間の、拡幅改良を図ること</p>	<p>穴」間の、拡幅改良を図ること。</p>	<p>ては、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>(C)</p>	局		
8月3日	<p>1 道路網等整備の充実について</p> <p>2 東北横断自動車道釜石秋田線北上 JCT 江刺田瀬 IC 間直線化整備について</p>	<p>2 東北横断自動車道釜石秋田線北上 JCT 江刺田瀬 IC 間直線化整備について</p> <p>北上 JCT から江刺田瀬 IC 間を直線的に接続することは、走行距離が大きく短縮され、円滑な物流ルートの確保や救急搬送時間の短縮、広域観光の拡大などの効果が期待できることから、令和 4 年度に岩手県の北上市、大船渡市、釜石市、奥州市、西和賀町、金ヶ崎町、住田町、当市、秋田県の秋田市、横手市、大仙市の 11 市町による「東北横断自動車道釜石秋田線北上 JCT 江刺田瀬 IC 間整備促進期成同盟会」が設立されたことを踏まえ、県は当該路線について岩手県新広域道路交通ビジョン及び岩手県新広域道路交通計画（広域道路ネットワーク計画）に位置付けること。</p>	<p>東北横断自動車道釜石秋田線のうち江刺田瀬 IC から花巻 JCT までの区間は、現在、暫定 2 車線となっていますが、都市計画決定や用地取得は 4 車線幅で行われ、一部の構造物は 4 車線を前提に完成していることから、今後見込まれる 4 車線化事業と要望ルートとの関係を整理する必要があります。</p> <p>また、県では国道 107 号の整備を進めてきており、同盟会が考える新たな高規格道路を整備する必要性や重要性について慎重に検証する必要があることから、まずは、物流の変化や周辺の開発動向、交通状況などを注視していきます。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1

8月3日	2 国土調査事業費の確保について	<p>国土調査は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として、昭和26年以来国土調査法に基づき実施されている。</p> <p>当市では、昭和51年度に宮守町の調査を完了しており、市全体の進捗率は88.24%となっている。特に、山林の境界を知る人材の高齢化の進行により、時間的な制約が迫っていること、及び山林への関心が希薄であり、管理不全のケースが増えていることから、近年は山間部を優先して調査を進めている。</p> <p>また、令和2年度に遠野産材の利用促進及び森林資源の有効活用を促進することを目的とした条例を策定しており、森林振興施策の一層の推進を図るためにも、境界の設定は重要となる。</p> <p>しかし、国土調査事業費に係る内示率が低下しており、このままでは調査計画に遅れが生じ、その後の道路整備や森林整備等の円滑な実施に影響する可能性がある。</p> <p>については、国土調査事業の円滑な実施に向け、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 国土調査事業費の確保について</p> <p>国土調査未実施の境界を定めるのに必要な人証や物証が失われつつある中、早期に国土調査の確実な促進をする必要があることから、国土調査事業費の重点的な配分を行うこ</p>	<p>国土調査は、公共事業の工期短縮や用地取得に係るコストの削減などの効果のほか、東日本大震災津波や近年頻発する豪雨災害等からの復旧に当たり、正確な境界復元が可能になるなど、その重要性が改めて認識されています。</p> <p>また、令和4年6月に国が策定した基本方針では、所有者不明土地の解消や抑制に不可欠である地籍調査を円滑かつ迅速に推進し、第7次国土調査事業十箇年計画（以下「十箇年計画」という。）の目標を達成するため、必要な改善措置を講じることとしています。</p> <p>このような中、県では、国の十箇年計画に基づき策定した県計画により、防災対策、森林施業・保全等の施策と連携した整備を確実に推進するとともに、市町村からの要望に応え得る予算の確保に向け、令和5年6月に国に対し要望を行ったところです。</p> <p>今後も、市町村及び岩手県国土調査推進協議会等の関係機関とも連携しながら、国に対して、必要な予算の確保と森林施業・保全等の施策のある市町村への重点配分について、引き続き要望していきます。（B）</p>	県南広域振興局	農政部	B：1
------	------------------	--	---	---------	-----	-----

		と。				
8月3日	<p>3 生活交通の確保対策について</p> <p>1 生活交通を維持するための財政支援策の拡充について</p>	<p>人口減少、高齢化社会が進む中、中山間地域である当市では、通院・通勤・通学、さらには買い物等の日常生活に必要な交通の確保・維持は、喫緊の課題である。</p> <p>当市は、広域路線を持たないことなどから、国、県の財政支援を受けることができず、単独で交通事業者への運行経費補助や市営バスの運行、さらにはバス車両の更新をするなど、厳しい財政事情の中、市内における市民生活の足を確保している現状となっている。</p> <p>また、恒常的な乗務員不足や不採算性を理由とした路線バスの削減が県内各地で行われており、当市においても、単独の対策では現状を維持することが困難となってきている。</p> <p>については、市民生活の維持と均衡ある地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 生活交通を維持するための財政支援策の拡充について</p> <p>地域事情を考慮した最低限の公共交通網を維持するため、新たな財政支援を講じること。</p>	<p>県では、平成30年度に「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組んでおり、市町村が地域の実情に応じ、デマンド交通等の新たな交通手段を導入する場合には、地域公共交通活性化推進事業費補助による支援を行っています。</p> <p>また、地域内公共交通に対する国庫補助である地域内フィーダー系統確保維持費補助について、補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を国に要望しているところです。</p> <p>今後も引き続き、市町村が地域の実情に応じた地域内公共交通の維持・確保が図られるよう、必要な支援を行っていきます。(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B:1
8月3日	<p>3 生活交通の確保対策について</p> <p>2 乗務員の確保対策について</p>	<p>2 乗務員の確保対策について</p> <p>交通事業者の乗務員不足が深刻化してきていることから、交通事業者と連携した人材の確保及び育成体制を講じること。</p>	<p>県では、バス事業者における現状を把握するとともに、運輸事業振興費補助により、岩手県バス協会を通じた大型2種免許取得助成、バスの普及啓発イベント開催等の支援を行ってきたところです。</p>	県南広域振興局	経営企画部	B:2

て		<p>また、Society5.0 社会を見据え、自動運転車等の先進技術の導入による公共交通網の整備について、実現に向けて検討すること。</p>	<p>運転士不足は更に深刻化していることから、来年度から、乗合バス事業者に対し、運転士の確保や採用活動、職場環境の改善等の取組に対する新たな支援を行うこととしたところです。</p> <p>また、運転士の不足は全国的な課題であることから、令和6年度政府予算提言・要望等において、バス運転士の待遇改善を進めるための具体的な支援策を講じるとともに、地方自治体が行うバス運転士の確保策に対する財政支援の実施を要望したところです。</p> <p>今後も引き続き、バス事業者やバス協会等の関係機関と連携を図りながら、運転士確保に向けた取組みを実施していくとともに、県と市町村で構成する地域内公共交通構築検討会等の場を通じて、バス運転士不足への対応について検討していきます。(B)</p> <p>自動運転技術については、令和5年4月1日に施行された道路交通法の一部を改正する法律により、運転手がない状態での自動運転(特定自動運行)に係る許可制度が創設され、国において、社会実装に向けた調査事業の実施や検討が進められているところであり、県としては、公共交通における運転手不足の解決策として、先進事例における導入効果や、国等の動向を注視しているところです。</p> <p>自動運転技術などのデジタル技術の活用は、今後、地域公共交通における運転士不足の解消に資する可能性があることから、他地域の先進事例を分析しながら、引</p>			
---	--	---	--	--	--	--

			き続き事業者や市町村と連携し、持続可能な公共交通の維持確保に取り組んでいきます。(B)			
8月3日	4 国道340号立丸峠周辺の携帯電話不感エリアの解消について	<p>平成30年11月、遠野市と宮古市を結ぶ国道340号立丸峠工区がトンネル化され、令和3年3月には、宮古盛岡横断道路が地域高規格道路として全線開通し、盛岡市と宮古市間の移動時間が大幅に短縮されるなど、内陸と沿岸部とをつなぐ交通環境が大きく変化している。</p> <p>このような中、立丸峠は、一部区域でエリア拡大がされたものの、トンネル区間を始め、長距離にわたって携帯電話の不感エリアとなっていることから、利用者の利便性向上のほか、災害発生時や交通事故等の緊急時における連絡手段の確保が困難な状況にあり、当市及び宮古市の共通の課題となっている。</p> <p>については、携帯電話不感エリアの早期解消に向け、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 国道340号立丸峠周辺の携帯電話不感エリアの解消について</p> <p>立丸峠全線の携帯電話不感エリアの解消を図るため、岩手県による整備または通信事業者による整備を働きかけること。</p>	<p>携帯電話の不感地域解消は重要な課題であり、これまでも国に対し、県として、整備及び維持管理の支援制度の拡充等について繰り返し要望しているほか、携帯電話事業者に対して、不感地域の解消を要請してきました。</p> <p>国道340号立丸峠周辺のうち居住地域については、一部の携帯電話事業者により令和4年度中にエリア化されたところです。また、非居住地域のうち、立丸第一トンネル及び第二トンネルについては、昨年度公表された計画から遅れは生じたものの、現在設備設置に係る工事にすでに着手しており、令和6年度上半期までをめどにエリア化される見込みと聞いています。(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1
8月3日	5 建築物解体・改修工事等に係る石綿使用	石綿(アスベスト)は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れ、昭和30年頃から建築材料として使用されてきたが、吸	県では、令和2年6月に大気汚染防止法が改正され、対象建材の拡大や一定規模以上の解体・改修工事での事前調査の	県南広域振興局	保健福祉環境部、土	A : 1 C : 1

	<p>有無事前調査及び除去に関する周知と費用負担軽減措置について</p>	<p>引することにより健康被害を引き起こすことから徐々に規制が強化され、平成18年には全面的に使用禁止となっている。使用等の規制と並行し、建物の解体や改修に伴う石綿除去作業の事前の届出や作業基準の整備等の法整備も進み、大気汚染防止法の改正により、令和3年4月には、規制対象が「成形板等を含む全ての石綿含有建材へと拡大」、令和4年4月には、「事前調査結果の報告(一定規模以上の工事)」が義務化された。</p> <p>一方、国から国民や事業者に対し、「工事に伴う事前調査が必要なこと」、石綿があった場合には「除去作業が必要になること」、及びそれらには「費用負担が生じること」の周知が十分とは言えず、認識不足による違法工事等が発生し、結果として住民や作業員の健康被害を招く可能性も懸念される。</p> <p>また、石綿の調査や除去作業の対象が拡大したことは、発注者側にとって、増加の一途をたどる解体・改修費等のさらなる費用負担の増大につながっている。このことは、民間はもちろん、自治体にとっても、大小多数の公共施設を有しながら、人口減少社会に対応した適正な施設維持管理を推進する上で大きな課題である。</p> <p>さらに、喫緊の課題である空き家問題においては、解体費用のさらなる負担増により「放置空き家が増加」することも懸念される。については、次の事項に</p>	<p>報告を義務化等の規制が強化されたことに伴い、県ホームページによる周知の他、建設業者等向けの説明会の開催、ラジオによる一般向けの広報など、県民や事業者への周知に取り組んでいます。今後も、メディアを通じた広報を行うとともに、改正法の説明会を9月に開催するなど、引き続き県民や事業者に対する周知を図ってまいります。(A)</p> <p>また、負担軽減措置については、国による補助制度として「住宅・建築物アスベスト改修事業」が用意されています。本制度の拡充に対する国への要望については、県内における対象建材の拡大等に伴う費用負担の状況やニーズの動向等を踏まえ、判断していきます。(C)</p>	木部	
--	--------------------------------------	---	---	----	--

		<p>ついて特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 建築物解体・改修工事等に係る石綿使用有無事前調査及び除去に関する周知と費用負担軽減について</p> <p>石綿使用有無事前調査及び除去に関して、県民及び事業者に対する周知拡充を図り、健康被害の防止に取り組むこと。</p> <p>また、成形板等を含む全ての石綿含有建材を対象とした費用負担軽減措置を講じるよう国に働きかけること。</p>				
8月3日	<p>6 子ども・子育て支援施策の充実について</p> <p>1 子どもを産み・育てやすい環境の構築について</p>	<p>国は、子ども・子育て支援施策の充実に向け、令和5年4月に設置した「こども家庭庁」のリーダーシップのもと、国の子ども政策の基本的な指針となる「こども大綱」の策定に向けた議論・検討を進めている。子ども・子育て支援施策の一層の充実のためには、これまで以上に地方の声を反映させながら、国と地方が車の両輪となって施策に取り組むことが必要である。</p> <p>また、岩手県においては、令和5年度を初年度とする「いわて県民計画第2期アクションプラン（2023年～2026年）」で、人口減少対策に最優先で取り組む方針が示され、結婚・出産・子育て等のライフステージに応じた支援を強化していくこととされている。</p> <p>今後、こうした国・県の施策と市町村の取組が相互に補完し合うことで、施</p>	<p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきていますが、県では、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところです。</p> <p>また、本県のみならず、全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から、全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでも国に対し、全国知事会としても、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところです。</p> <p>県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があるため、県の医療・福祉政策全体の中で総合的に検討する必</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	C : 1 B : 1

		<p>策の効果が高まり、子どもや若者を社会全体で支える仕組みの実現につながることを期待されることから、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 子どもを産み・育てやすい環境の構築について</p> <p>子どもを産み・育てやすい環境構築を図るため、子どもに係る医療費助成制度の県内自治体間の格差の是正や、年齢等により回数に制限が設けられている不妊治療への助成制度について整備・拡充すること。</p>	<p>要があると考えています。(C)</p> <p>不妊治療については、令和4年4月から、人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について、保険適用されており、その適用範囲等は、日本生殖医学会が国内で行われている生殖補助医療及び一般不妊治療の各医療技術について有効性等のエビデンスレベルの評価を行い、取りまとめた生殖医療ガイドライン等を踏まえたものです。</p> <p>不妊治療の保険適用範囲については、全国一律のものであることから、県では、結婚や、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる環境づくりのため、不妊治療保険適用範囲の早期拡充を全国知事会を通じて提言しているところです。(B)</p>			
8月3日	<p>6 子ども・子育て支援施策の充実について</p> <p>2 産後ケア事業利用促進事業費補助の継続実施等について</p>	<p>2 産後ケア事業利用促進事業費補助の継続実施等について</p> <p>県が令和4年度から開始した「産後ケア事業利用促進事業費補助金」制度を一過性のものとせず、恒久的施策として取り組むこと。</p>	<p>産後ケア事業については、国のガイドラインに基づき、産後に心身の不調又は育児不安等がある者、その他特に支援が必要と認められる者を対象に実施しているものであり、「産後ケア事業利用促進事業費補助」については、利用者の経済的負担を軽減し、利用の促進を図るとともに、市町村における事業の拡大を図ることを目的に、令和4年度から開始しているものです。</p> <p>今後、利用者のニーズに対応した事業を継続的に実施していくためには、人的体制等を整備するための財源の確保も課題であり、令和6年度政府予算要望において、助産師等による専門的な産後ケアの提供のために必要な財政支援の拡充に</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

			<p>ついて国に要望しているところです。</p> <p>各市町村において、支援を要する妊産婦に対し必要なケアを提供する環境が整備できるよう、補助事業の活用状況や効果等を踏まえながら、今後の事業の継続及び実施方法等を検討していきます。</p> <p>(B)</p>			
8月3日	<p>7 地域医療情報ネットワークとの連携について</p> <p>1 運営機関への指導・助言等について</p>	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律において、地域包括ケアシステムの構築が求められている。厚生労働省の総合確保方針では、「関係者間での適時適切な情報共有」及び「ICTの活用」の重要性が示され、患者の医療・介護情報を共有・閲覧できる医療情報連携ネットワークが持つ役割は大きなものとなっている。</p> <p>そのような中、岩手県は東北6県で唯一、県内全域で連携した医療情報ネットワークが構築されておらず、特定の医療圏で独自に構築している状況となっている。岩手中部医療圏域においては、「岩手中部地域医療情報ネットワークシステムいわて中部ネット」が運用されており、気仙医療圏及び両磐医療圏のネットワークとも連携し、2次医療圏を超えた医療・介護の情報連携を図っている。</p> <p>しかし、近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、施設訪問や住民説明の機会が減少する等、ネットワークへの参加施設数等が伸び悩んでおり、運営維持のため圏域4市町から財</p>	<p>県では、医療資源の不足や地域偏在がある中で、質の高い医療を提供するために、これまで県全域を対象とした遠隔病理画像診断システムやテレビ会議システムを活用した小児周産期医療遠隔支援システムなど、岩手医科大学と地域中核病院間の連携に資するシステムや、県内の医療機関や市町村などが妊婦健診や診療情報を共有できる岩手県周産期医療情報ネットワークシステム「いーはとーぶ」を整備し、運用してきたところです。さらに、県では地域における医療介護情報連携システムの構築を支援しており、地域医療介護総合確保基金を活用して、その導入経費の補助を実施しています。</p> <p>岩手中部地域情報ネットワークの整備に当たっては、将来にわたって地域の関係機関が運営を継続できるシステムの整備に向け、運営計画の確認や必要な情報提供等を行ってきたところであり、その構築に係る経費として、地域医療介護総合確保基金を活用し、平成28年度から令和元年度の4年間に約577百万円を補助したところです。</p> <p>システムの維持管理費用や、機能の追</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 2

		<p>政支援を実施している。</p> <p>については、地域医療情報ネットワークを活用し、県全体での医療・介護の一体的なサービスの提供に向け、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 運営機関への指導・助言等について</p> <p>「岩手中部地域医療情報ネットワークシステムいわて中部ネット」の運営が安定するまでの間、県においても運営機関の状況把握及び指導・助言をするとともに、財政支援を行うこと。</p> <p>また、2次医療圏を超えた県内全域でのネットワーク連携を進めること。</p>	<p>加等を含まない更新に係る費用は、当該基金事業の対象外とされており、財政支援は難しいところですが、今後は、ネットワークの活用促進や効率的な運用が必要となることから、ネットワーク運用における情報提供等の側面的支援を継続するほか、利用者間の十分な協議に基づく適正な機能の拡充について、関係する地域のニーズや関係者による協議調整の状況を踏まえながら助言など適切な対応を行っていきます。(B)</p> <p>また、県内全域でのネットワーク連携については、開設者が異なる連携施設間における患者同意の取得方法など、統一的な運用ルールの整備が課題と考えています。県としては、国が検討を進めている「全国医療情報プラットフォーム」に係る動向を注視しつつ、全県的な医療情報連携体制の在り方について、検討していく考えです。(B)</p>			
8月3日	8 特別支援学校高等部の遠野分教室設置について	<p>平成19年4月に県立特別支援学校再編整備計画が策定され、できるだけ身近な地域の学校への就学受入の方針のもと、当市には平成19年4月に岩手県立花巻清風支援学校小学部遠野分教室が整備され、平成24年4月には岩手県立花巻清風支援学校中学部遠野分教室が開室されている。</p> <p>これまで、遠野分教室と併設校である遠野小学校及び遠野中学校では、入学式や卒業式、運動会や学習発表会、文化祭、宿泊学習や就学旅行等の学校行</p>	<p>県教育委員会では、令和3年5月に策定した「岩手県立特別支援学校整備計画」に基づき、学びの場等の整備を進めており、引き続き市町村等からの御意見をうかがいながら、各地域の実情把握に努めます。</p> <p>また、「岩手県立特別支援学校整備計画」において、高等部分教室設置については、卒業後の自立や就労の実現に向け、作業学習等の職業教育に関わる教育環境や、人間関係の広がりなどを育むための一定の学習集団が必要であり、広域圏を</p>	県南広域振興局	中部教育事務所	C : 1

		<p>事を合同開催することで、子ども達の豊かな人間性を育み、お互いを尊重しあう大切さを学ぶ機会となっている。</p> <p>一方、岩手県立特別支援学校高等部は、広域圏を単位として6つの地域に本校14校、分校1校の計15校が整備されており作業学習等の職業教育や人間関係の広がりや育むための、一定の学習集団が形成されるよう環境整備が行われている。</p> <p>しかしながら、当市においては特別支援学校高等部分教室が設置されておらず、高等部で学ぶための寄宿舎生活への心配から進学を諦めるケースがあることが情報として保護者から寄せられている。</p> <p>については、特別支援学校小学部、中学部の多くの生徒が特別支援学校高等部を経て社会に出ていくことから、自立や社会参画促進のために必要な教育環境の充実が図られるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 特別支援学校高等部の遠野分教室設置について</p> <p>生まれた地域、環境によって著しい教育格差が生じないように、遠野市に特別支援学校高等部分教室を設置すること。</p>	<p>単位として特別支援学校の高等部を設置していることを踏まえ、生徒数の動向や全体的な学校配置の在り方、高等部・職業教育の推進充実等を勘案し、総合的な視点により検討を進めることとしています。今後の分教室設置については、インクルーシブ教育の理念を尊重しつつ、児童生徒数や地域の実情・要望等を踏まえながら、特別支援学校の全体的な設置の在り方等も含め、総合的に検討していきます。(C)</p>			
8月3日	9 中山間地域の農業の持続性の確保につ	<p>国際情勢の影響による生産資材等の価格高騰による経営圧迫など、農業を取り巻く状況は悪化している。また、人</p>	<p>本県では、日本型直接支払制度の取組拡大を図っているところですが、遠野市の多面的機能支払及び中山間地域等直接</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B : 1</p>

	<p>いて</p> <p>1 日本型直接支払制度の維持について</p>	<p>口減少及び高齢化の更なる進展により、農地維持に係る個々の負担がより一層増加し、農業の担い手の減少が加速している。</p> <p>国は農業事情の想定外の変化に対応するため、食料・農業・農村基本法の見直しを行っているが、食料安全保障の確保と農地の多面的機能の発揮は、農地資源の維持がなされなければ達成できない。</p> <p>中山間地域においては、生産性向上が難しい地域である一方、耕畜連携など地域特性に合わせた農業体系を確立し、農地維持による環境保全、防災、野生鳥獣害の低減など、国民全体に資する多面的機能の発揮に貢献している。</p> <p>については、中山間地域の重要性について新たな食料・農業・農村基本法においても位置づけし、中山間地域の農業の持続性が保たれるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 日本型直接支払制度の維持について</p> <p>農業経営の下支えとなっている同制度を維持し、特に、厳しさを増す中山間地域に対する支援を拡充するよう国に働きかけること。併せて、生産に必要な農業用施設の長寿命化に係る予算が十分に確保されるよう国に働きかけること。</p>	<p>支払における令和5年度の国の当初配分額は、要望額の90.5%に止まっており、そのうち多面的機能支払交付金に係る配分額は、要望額の83%となっています。</p> <p>日本型直接支払制度は、担い手への農地集積等構造改革を後押しする上で重要な制度であり、制度の創設以降、年々取組を拡大していることから、計画的に取組を実施するためには、引き続き国からの十分な予算措置が必要と考えております。</p> <p>このため、県では、国に対し、令和5年6月14日に、“日本型直接支払制度の十分な予算措置”を強く要望しているところであり、今後とも様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。(B)</p>			
8月3日	9 中山間地域	2 水田活用の直接支払交付金の見直	県では、水田活用の直接支払交付金の	県南広	農政部	B : 1

	<p>の農業の持続性の確保について</p> <p>2 水田活用の直接支払交付金の見直しについて</p>	<p>しについて</p> <p>多年生牧草の作付に対する支援拡充、水田の水張要件の運用見直しについて国に働きかけること。</p>	<p>見直しについて、飼料自給率向上の観点から、水田を有効に活用した多年生牧草等の生産への支援を拡充するよう、国に対して要望しているところです。</p> <p>また、交付対象水田に係る5年に一度の水張りについては、5年以上の周期で作付転換を行っている品目もあることから、地域の実情を十分に踏まえた運用とするよう要望しているところであり、引き続き、国に対し必要な対策を講じるよう求めていきます。(B)</p>	域振興局		
8月3日	<p>9 中山間地域の農業の持続性の確保について</p> <p>3 農業政策間の調整について</p>	<p>3 農業政策間の調整について</p> <p>水田活用の直接支払交付金等の見直しを行う際は、その他の制度間で生じる影響をあらかじめ精査し、中山間地域において転用及び共同活動機能の衰退、耕作放棄につながらないよう、適切に調整するよう国に働きかけること。</p>	<p>県では、水田活用の直接支払交付金の見直しについては、引き続き、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じるよう、国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を捉え、国に要望していきます。(B)</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1
8月3日	<p>10 畜産業に関わる支援について</p> <p>1 配合飼料や肥料等の農業資材の高騰対策について</p>	<p>新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻などにより、貿易の停滞が誘引され、小麦やトウモロコシの穀物価格の上昇による配合飼料、肥料などの農業資材などの価格が高騰しており、畜産の生産コストがかかって経験したことのないレベルで上昇している。</p> <p>特に、配合飼料や肥料等の価格高騰の影響は、肥育牛農家の市場等での買い控えにまで波及し、肉用子牛の市場価格の下落も進行している。</p> <p>さらに、酪農においては、生乳の生産</p>	<p>県では、配合飼料及び肥料の価格高騰が、農業経営に大きな影響を及ぼしていることから、令和5年6月、「配合飼料価格安定制度」における補てん金の満額交付、「肥料価格高騰対策事業」等の事業継続と十分な予算措置等について、国に要望しています。</p> <p>また、県では、これまで、飼料や肥料等の価格高騰への支援について、国事業の積極的な活用を進めるとともに、県独自に、配合飼料や肥料購入費の価格上昇分への支援、省エネルギー化に資する資材購入等への支援を行ってきたところで</p>	県南広域振興局	農政部	A : 1

		<p>調整が重なり、離農を決意する農家が出始めている。</p> <p>については、畜産・酪農業のさらなる振興と持続的発展を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 配合飼料や肥料等の農業資材の高騰対策について</p> <p>輸入に頼る飼料や肥料等の農業資材の価格が高止まりしており、畜産・酪農業の経営がひっ迫していることから、配合飼料及び肥料価格の激変緩和策を継続するよう、国に働きかけること。</p>	<p>す。</p> <p>なお、配合飼料価格は、依然、高止まりしていることから、令和5年度一般会計補正予算（第1号及び第5号）において、令和5年度各四半期を対象とする配合飼料購入費の価格上昇分への補助に要する経費を措置したところです。</p> <p>肥料価格高騰対策については、令和5年度の春用肥料についても、令和4年度一般会計補正予算（第7号）で措置した事業の対象としており、今後も、飼料や肥料等の価格動向を注視しながら、必要な支援について検討していきます。（A）</p>			
8月3日	<p>10 畜産業に関する支援について</p> <p>2 国産飼料の自給率向上について</p>	<p>2 国産飼料の自給率向上について</p> <p>飼料等の国内自給率を向上させるため、草地関連基盤整備の中山間地域における面積要件を更に緩和するよう、国に働きかけること。</p>	<p>地域の畜産・酪農業のさらなる振興と持続的発展を図るうえでは、飼料等の自給率向上は重要な課題と認識しております。</p> <p>草地関連基盤整備事業の活用に向けては、地域の実情を丁寧に伺いながら、受益者の掘り起こし等により事業要件が達成されるよう、関係機関と連携して支援してまいります。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B：1</p>
8月3日	<p>11 獣医師及び家畜人工授精師の確保等について</p>	<p>国の家畜共済制度が平成31年度に改正されたことに伴い、家畜診療事業が独立採算制となり、岩手県農業共済組合においては経営状況が悪化している。獣医師の確保が困難であること、経営の合理化を進めることなどを理由に、同組合では家畜人工授精業務から撤退することを検討している。</p> <p>当市及び県沿岸地域においては開業</p>	<p>獣医療の安定的な提供には、獣医師確保が極めて重要であることから、県では、平成3年度に県事業として獣医師修学資金制度を創設し、県内で就業した場合には返還を要さない修学資金の貸付を行うとともに、獣医系大学での就職説明会の開催などに取り組んでいるところであり、引き続き、県全体の獣医師の確保に努めていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B：2</p>

		<p>獣医師等が少ないことから、同組合が家畜診療活動の中核を担っており、特に、同組合の家畜人工授精業務からの撤退は、獣医療環境の地域間格差を発生させるものと危惧される。</p> <p>については、畜産農家が安心して生産活動に取り組むことができるよう次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 獣医師及び家畜人工授精師の確保について</p> <p>獣医師及び家畜人工授精師の不足が解消されるよう、人材の確保に取り組むとともに、広域的な人材ネットワークを構築すること。</p> <p>また、岩手県農業共済組合における家畜診療事業の経営の安定化・継続性を確保するため、地域性を考慮した財政支援等について必要な措置を講じること</p>	<p>また、岩手県農業共済組合家畜診療所の診療対象区域の見直しにより、診療対象外とされた地域では、市町村、団体、県による地域検討会を開催し、広域的な人材活用の促進などにより地域の獣医療提供体制を確保しており、引き続き、各地域の自治体やJA等と緊密に連携しながら体制の維持に取り組んでいきます。</p> <p>加えて、本県の家畜診療体制を維持していく上で、県農業共済組合の家畜診療所が担っている役割も大きいことから、県では県農業共済組合に対し、機会を捉えて運営の健全化に向けた指導や、運営に関する関係者への丁寧な説明の実施を要請してきたところです。</p> <p>国による平成30年度の家畜共済制度の見直し以降、家畜診療所の運営が厳しい状況が続いたことから、県では国に対し、家畜共済や家畜診療所の収支均衡に向けた制度の見直し等について、令和3年度及び4年度に要望したところです。令和5年度から家畜共済の掛金率及び家畜共済診療点数表の改正が行われたことを踏まえて、その効果を検証し、県農業共済組合の意見も聞きながら、引き続き、県農業共済組合の家畜診療所の経営安定に向けた支援を行っていきます。</p> <p>なお、家畜人工授精師については、講習会の開催により、資格取得のための支援をしているほか、岩手県農業共済組合の家畜人工授精業務を承継する家畜人工授精師を確保するため、市町村、団体、県による検討を進めており、引き続き、地域に</p>			
--	--	---	--	--	--	--

			<p>において家畜人工授精業務が提供されるよう取り組んでいきます。(B)</p>			
8月3日	<p>12 ニホンジカの被害対策について</p> <p>1 鳥獣被害防止総合対策交付金について</p>	<p>当市において、有害鳥獣による農作物等被害が継続的に発生している。特にニホンジカによる被害は多様化し、農林業のみならず、車両接触事故も多発するなど、市民生活に大きな影響を及ぼしている。</p> <p>このような中、当市では、「防除」「駆除」「人材育成」の3つの観点から、電気牧柵の購入補助、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業による有害捕獲の交付金(国庫)への嵩上げ補助、猟銃及び装弾・ガンロッカーの購入補助を独自に実施している。さらに、狩猟免許を持たない農家等を遠野市ニホンジカ捕獲応援隊に委嘱し、ワナの見回りを行ってもらうなど、地域一丸となった捕獲圧の向上にも取り組んでいる。</p> <p>岩手県及び当市独自の対策により、令和3年度の当市のニホンジカ捕獲頭数は平成23年度比5,336頭増え、県内の約2割に及ぶ5,765頭を捕獲している。一方で、県内の個体数は約10万頭と推計されるまでに増えており、当市の農作物被害額は、平成30年以降増加し続けている。</p> <p>岩手県の第6次シカ管理計画でも示されているとおり、個体数の低減、農林業被害等の拡大防止・低減を図ることが課題である。併せて、捕獲した個体の処理、いわゆる出口対策も喫緊の課題</p>	<p>県では、野生鳥獣による農作物被害を防止するため、市町村で策定している鳥獣被害防止計画を踏まえながら、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、有害捕獲や電気柵の設置、地域ぐるみの被害防止活動への支援を行っており、遠野市に対しては、令和5年度、ニホンジカ約2,600頭分の有害捕獲に相当する交付金予算21,107千円を配分しています。</p> <p>なお、県では「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、野生鳥獣の捕獲数の増加等に伴い費用負担が増大していることから、有害捕獲活動の上限単価を上げるとともに、必要な予算を措置するよう、令和5年6月、国に対して要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて要望していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B:1</p>

		<p>となっている。</p> <p>については、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 鳥獣被害防止総合対策交付金について</p> <p>有害捕獲活動と侵入防止柵整備等の対策の拡充を図るため、必要な予算を確保すること。</p>				
8月3日	<p>12 ニホンジカの被害対策について</p> <p>2 ニホンジカの個体数の適正化について</p>	<p>2 ニホンジカの個体数の適正化について</p> <p>県内の個体数減少に向けては、市町村単体での解決が困難であり、オール岩手での抜本的な駆除対策を講じること。</p>	<p>遠野市においては、令和4年度のシカの捕獲数が県内最多となっており、個体数調整にご尽力いただいていることに感謝を申し上げます。</p> <p>県では、「第6次シカ管理計画」において設定した年間2万5千頭以上という捕獲目標値の達成に向け、狩猟期間の延長や全県一斉での捕獲強化期間の設定による捕獲の促進、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施などの様々な取組を市町村や関係機関と連携して推進しているところです。</p> <p>特にニホンジカについては、指定管理鳥獣捕獲等事業及び鳥獣被害防止総合対策交付金により、令和5年度は目標を上回る約2万7千頭を捕獲するための予算を確保したところです。さらに今年度から、市町村等からの被害防止対策強化を求める要望を踏まえ、捕獲のさらなる強化に向け、県が主体となって、市町村を越えて移動する野生鳥獣の広域捕獲活動を実施するとともに、農林水産業被害を防止するため、県内10か所に現地対策チームを設置したところです。</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部、農政部	A : 1 B : 1

			<p>令和4年度から継続して、遠野市において取り組んできたICTを活用した効果的な捕獲技術の実証については、今後、実装化に向け検討を進めることとしています。引き続き、市町村及び関係機関と連携しながら、個体数管理及び農作物被害の低減に向けた取組を進めます。(B)</p> <p>県では、市町村等からの被害防止対策強化を求める要望を踏まえ、捕獲の更さらなる強化に向け、これまでの市町村を単位とした捕獲活動に加え、県が主体となって、市町村を越えて移動する野生鳥獣の広域捕獲活動を令和5年度から実施しています。</p> <p>県が実施する広域捕獲活動は、ニホンジカの生息数の多い地域を対象に、農作物被害の低減を期待し、秋頃の実施を計画しており、引き続き、関係機関・団体と連携しながら、野生鳥獣による被害が低減するよう取り組んでいきます。(A)</p>			
8月3日	<p>12 ニホンジカの被害対策について</p> <p>3 捕獲した個体の処理について</p>	<p>3 捕獲した個体の処理について</p> <p>個体処理の大半が埋却処分であり、狩猟者の大きな負担となっている。負担を軽減する処理方法を県が主体となって検討すること。また、ジビエ利用をはじめとする出口対策に必要な支援を行うこと。</p>	<p>有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業で捕獲した個体の処理について、埋却や一般廃棄物処理施設への運搬が狩猟者の大きな負担となっていることは承知しております。</p> <p>このことを踏まえ、県としては、令和6年度の新規事業として、市町村が捕獲した個体を処理するために施設を整備する際の補助制度を創設しました。</p> <p>この事業の活用とともに、廃棄物処理の担当部署と連携し、必要な助言を行うことにより、市町村における効率的な処</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部、農政部	<p>A : 1</p> <p>B : 1</p>

			<p>理に向けた取組を支援していきます。</p> <p>(A)</p> <p>捕獲した個体の処理については、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、焼却処理施設及び減容化施設の整備に係る経費への定率(1/2)支援、焼却及び減容化処理を民間業者に委託する場合の経費に係る定額支援のほか、ジビエを地域資源として活用する場合の支援メニュー(ソフト:定額、ハード:1/2)が措置されており、県では、市町村等が行う施設の整備に対して、交付金の活用支援などを行っていきます。(B)</p>			
8月3日	<p>13 森林の健全化による資源の循環利用促進及び森林の整備について</p> <p>1 アカマツ林の樹種転換について</p>	<p>森林は、木材生産はもとより、地球温暖化の抑制、土砂災害及び洪水防止による国土の保全、水源の涵養、その他多種多様な動植物の生息など極めて貴重な多面的機能を有している。</p> <p>しかしながら、長期的な木材価格の低迷等により、林業・木材産業は厳しい状況が続いており、こうした森林の有する多面的機能の低下が懸念されている。また、松くい虫被害も深刻化しており、特に被害まん延地域では、伐倒駆除に加えて樹種転換を進めているところであるが、樹種転換が思うように進んでいない状況にある。</p> <p>令和元年から譲与が始まっている森林環境譲与税は、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため創設され、当市でも毎年譲与を受けているところであり、森林の整備の促進</p>	<p>県では、松くい虫被害地における将来的な感染源を減らすため、いわての森林づくり県民税事業(アカマツ林広葉樹林化)等を活用し、アカマツ林の樹種転換を促進しています。</p> <p>令和4年度には、アカマツ林の樹種転換が更に進むよう県民税事業の採択要件を緩和したところであり、引き続き、松くい虫対策に必要な予算の確保に努めていきます。(B)</p>	県南広域振興局	林務部	B:1

		<p>や木材の利用促進の事業などに取り組んでおり、非常に有益な制度と認識している。</p> <p>については、森林資源の循環利用の促進及び森林の整備のため、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 アカマツ林の樹種転換について</p> <p>松くい虫の効果的な被害対策である樹種転換について、アカマツの樹種転換に係る事業予算を十分に確保すること。</p>				
8月3日	<p>13 森林の健全化による資源の循環利用促進及び森林の整備について</p> <p>2 未利用材及び低質材の木質バイオマス等への活用について</p>	<p>2 未利用材及び低質材の木質バイオマス等への活用について</p> <p>アカマツの樹種転換等に伴い発生する未利用材及び低質材について、木質バイオマス等への利活用に向けた搬出に係る技術的指導及び補助を行うこと。</p>	<p>県では、未利用材及び低質材の活用を促進するため、直営による素材生産を希望する木質燃料用チップ製造業者に対して、伐採から搬出までの作業システムの技術的な指導を行っているところです。</p> <p>また、未利用材や低質材も含めた原木の安定供給に向け、国庫補助事業を活用し、高性能林業機械の導入支援等を行ってきたところです。</p> <p>引き続き、国庫補助事業を活用し、木材の安定供給体制の整備を支援していきます。(A)</p>	県南広域振興局	林務部	A : 1
8月3日	<p>13 森林の健全化による資源の循環利用促進及び森林の整備について</p> <p>3 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて</p>	<p>3 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて</p> <p>森林整備を推進するため、森林の多い当市を含む地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう国へ要望すること。</p>	<p>森林環境譲与税を財源とする森林環境譲与税は、間伐や担い手の確保など森林の整備及びその促進に関する施策に充てるとされ、国において、森林現場の課題に早期に対応する観点から、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与することとされています。</p>	県南広域振興局	林務部	A : 1

	ついて		<p>森林環境譲与税の譲与基準については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案に対する附帯決議において、自治体における使途や森林の公益的機能増進等への効果を検証しつつ、必要がある場合は見直しを行うこととされています。</p> <p>県では、令和4年9月に国に対し、森林環境譲与税について、私有林人工林面積割合が高い市町村に譲与税を増額するなど、譲与基準を見直すよう要望したところであり、また、令和5年6月に令和6年度政府予算提言・要望において、譲与基準の見直しについて、要望を行ったところです。</p> <p>国では、令和6年度税制改正の大綱において、森林整備を一層推進する観点から、譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を50%から55%に、人口の譲与割合30%から25%に見直すこととされています。(A)</p>			
8月3日	14 高校教育の岩手モデルの実現について 1 少人数学級の導入と教員定数の確保について	<p>岩手県においては、令和3年5月に「新たな県立高校再編計画後期計画」が決定となり、今後、統合新設校の在り方の検討が本格化する状況にある。一方、国においては、高校へのコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)が導入され、「地域との連携」や「学校の教育方針や目的を示す『スクールポリシー』の徹底」が求められている。</p> <p>本市では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「高校魅力化プロ</p>	<p>県教育委員会では、国の標準法に基づき学校の実情等を考慮し教職員を配置していますが、高等学校においては、現行法では1学級の収容定員を少なくすると教職員定数も減少してしまうことから、小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた新たな教職員定数改善計画の早期策定を、国に対して要望しているところです。</p> <p>本県の高等学校は、総体的に定員割れの状況にある中で、小規模校を中心に生</p>	県南広域振興局	中部教育事務所	B : 1

		<p>ジェクト」として高校支援策と高校を核とした地域づくり・人づくりの取組を推進しているところであるが、今後、県立高校の学校運営に関しては、地元市町村と連携した取組がさらに求められることが想定される。</p> <p>については、「新たな県立高校再編計画後期計画」決定後においても、「岩手の高校教育を考える提言書」を踏まえた施策の展開を図るとともに、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 少人数学級の導入と教員定数の確保について</p> <p>生まれ育った地域や経済状況によって、教育環境に著しい格差が生じないよう教育の機会を確保するため、高校少人数学級の導入を実現し、教員定数削減の対象外とすること。</p>	<p>徒の多様な進路選択の実現を図るため、習熟度別クラスの編制や進路希望別コース編制等の方策を講じてきており、今後、教職員体制の一層の充実に向け、国への要望等も行いながら、引き続き検討していきます。(B)</p>			
8月3日	<p>14 高校教育の岩手モデルの実現について</p> <p>2 県外・学区外入学生の受入の充実に向けた基準緩和について</p>	<p>2 県外・学区外入学生の受入の充実に向けた基準緩和について</p> <p>交流・関係人口から将来の定着人口の拡大を図り、地域人材の育成やふるさと振興を図るため、募集定員を満たしていない高校においては、県外・学区外からの志願者の受入拡大につながるよう取扱基準を緩和するなど、柔軟性のある制度に見直すこと。</p>	<p>県立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れについては、令和6年度中に実施する令和7年度入試から、より効果的に県外募集が行えるように、募集定員を拡大し、「定員の20%以内、かつ、各高校が入学後の居住環境を紹介できる人数」としました。</p> <p>また、令和6年度入試についても、現在、検討しているところです。</p> <p>今後も、県外からの志願者受入れが、魅力ある学校づくりに結びつくよう、各高等学校と連携しながら取り組んでいきます。(A)</p>	県南広域振興局	中部教育事務所	A : 1 C : 1

			<p>県立高校の学区制は、特定の高校への入学志願者の集中を避けること、及び高等学校教育の機会の均等を図ること等を目的としており、全日制普通科（一部の学系、コースを除く）を対象にして、現在8学区を設けています。</p> <p>学区の在り方については、外部の有識者も交えて設置（平成29年4月）した「県立高等学校における生徒の多様な受入れのあり方に関する検討会議」における議論の結果、提出された報告書（平成30年8月）の趣旨を踏まえ、当面現行制度を維持することとしており、新たな県立高等学校再編計画においても同様の取扱いとしています。</p> <p>また、報告書では、ほとんどの県立高校において、生徒の自由な学校選択の機会を保障するために設定している学区外許容率を大きく下回っている状況にあることから、現行の制度下でも生徒の自由な学校選択について保障されていると概ね評価されています。</p> <p>このような経緯や現状を踏まえ、学区制については、今後の社会情勢の変化や、全国の状況等も見極めながら、学区廃止による学校選択の機会拡大等の効果とともに、生徒の流出等による地域への影響等についても考慮し、慎重に検討する必要があると考えています。</p> <p>次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の在り方の検討に、今年度から着手しているところであり、本県における学区の在り方も含めた県立高校</p>			
--	--	--	---	--	--	--

			教育の長期ビジョンについて、検討委員会の内容を受けて慎重に検討していきます。(C)			
8月3日	<p>15 G I G A スクール構想における端末等の継続的な財政支援について</p> <p>1 児童生徒用端末等の更新費用及び運用費用の財政支援について</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに、緊急時においても学びを保障できる環境を構築するため、国は、令和5年度までとしていた「G I G A スクール構想」に基づく整備計画を前倒しし、強力な財政支援のもと、児童生徒への1人1台端末の整備を早期に実現し、情報教育環境が全国的に整備された。</p> <p>当市においても、令和2年度に「G I G A スクール構想」に基づく1人1台のタブレットP C 端末や高速通信ネットワーク等の整備を行ったが、ネットワークの運用保守やセキュリティ対策、学習用ソフトウェアやインターネット通信回線の使用料など経常的経費の支出が増加し財政的に負担となっている。</p> <p>また、児童生徒の1人1台端末をはじめ、ネットワーク機器やサーバー等情報通信機器の耐用年数が5年程度となっており、定期的に機器更新を行う必要があるため、更新時に市単独で整備することは財政的に厳しい状況となっている。</p> <p>将来的においても、情報端末を子どもたち一人一人が常時活用できる環境を維持するとともに、情報教育環境が更に充実したものとするため、地方自</p>	<p>文部科学省からは、令和5年1月に「教育のI C T 化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)」を2年延長し、新たなI C T 環境整備方針の策定は令和7年度に向けて検討を進めることが示されているところです。</p> <p>また、令和5年11月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための経済対策」において、「日常的な端末活用を行っている地方公共団体の故障率も踏まえた予備機を含む1人1台端末の計画的な更新を行う」とされていることから、県教育委員会ではこの動きを受け、端末更新に要する経費の財源に充てるため、公立学校情報機器整備基金を設立したところです。各教育委員会においては、これらの動向を踏まえ、1人1台端末の積極的な利活用及びI C T 環境整備に取り組むことが求められています。</p> <p>県教育委員会では、国に対し、G I G A スクール構想推進に向けた財政支援等の拡充について要望しており、児童生徒1人1台端末等の導入後に生じる通信料や端末等の更新費用等、必要な財政措置の拡充を要望しているところです。(A)</p>	県南広域振興局	中部教育事務所	A : 1

		<p>治体への継続的な財政支援を行うよう、次の事項について国に働きかけるよう要望する。</p> <p>1 児童生徒用端末等の更新費用及び運用費用の財政支援について 児童生徒が使用する1人1台端末やそれを運用するためのネットワーク機器、サーバー機器、通信機器等の更新費用及び運用費用の財政支援措置を講じるよう国に働きかけること。</p>				
8月3日	<p>15 G I G A スクール構想における端末等の継続的な財政支援について</p> <p>2 学習用デジタル教材等の導入費用の財政支援について</p>	<p>2 学習用デジタル教材等の導入費用の財政支援について 学習用デジタル教材のソフトウェアやハードウェア等の導入費用に係る財政支援措置を講じるよう国に働きかけること。</p>	<p>文部科学省からは、令和5年1月に「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」を2年延長し、新たなICT環境整備方針の策定は令和7年度に向けて検討を進めることが示されているところです。</p> <p>また、令和5年11月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための経済対策」において、「日常的な端末活用を行っている地方公共団体の故障率も踏まえた予備機を含む1人1台端末の計画的な更新を行う」とされていることから県教育委員会ではこの動きを受け、端末更新に要する経費の財源に充てるため、公立学校情報機器整備基金を設立したところです。各教育委員会においては、これらの動向を踏まえ、1人1台端末の積極的な利活用及びICT環境整備に取り組むことが求められています。</p> <p>県教育委員会では、国に対し、G I G A スクール構想推進に向けた財政支援等の</p>	県南広域振興局	中部教育事務所	A : 1

			<p>拡充について要望しており、有償ソフトウェア、ICT教材の購入等の財政負担について、必要な財政措置の拡充を要望しているところです。(A)</p>			
8月3日	16 文化的資源を生かしたまちづくりの推進について	<p>当市の貴重な文化財であり観光資源の柱である国指定重要文化財「旧千葉家住宅」においては、国の支援を受け、平成27年度から10年を超える歳月と20億円程の経費が見込まれる整備事業を計画し、その価値の保存と文化財を活用した地域振興を図る取組を進めている。更に、令和5年3月20日には「鍋倉城跡」が戦国期以降の城郭で県内3例目の国指定史跡に指定され、県を代表する城跡の一つとして、今後は保存活用計画を策定し、必要な活用整備を進めようとしている。</p> <p>国庫補助事業である国指定文化財の保存修理事業や防災施設整備事業、公開活用整備事業に対する県の嵩上げ補助については、多くの都道府県において行政規模に応じた責務として行われているが、県では平泉・橋野高炉・御所野遺跡の世界遺産に特化され、個人住宅関連の発掘調査費等を除き、平成16年度以降凍結されたままとなっている。</p> <p>文化財保護法では、文化財を総合的に活用した新たな魅力の創出と情報発信が重要であるとの方向性が示されており、地方自治体においても取組の強化が求められている。</p>	<p>県では、行財政構造改革の取組として、国庫補助事業における県の嵩上げ補助を原則廃止しており、文化財保護に関する国庫補助事業に対する県の嵩上げ補助については、世界遺産関連事業や災害復旧などの特殊事情がある場合に限定して行っています。(C)</p> <p>また、県教育委員会では、文化庁と連携し「文化財保存活用地域計画」を作成する市町村に対して人的・技術的支援を行っています。</p>	県南広域振興局	経営企画部、中部教育事務所	C:1

		<p>令和3年3月30日に岩手県教育委員会が策定した岩手県文化財保存活用大綱には、『多様な文化財を守り育て、地域の誇りとして次世代へ継承する「いわて」』を目指すべき将来像として掲げていることから、県・市町村が協力し、世界遺産だけではなく先人たちが残してきた多様な文化財を継承するとともに、その価値を広くまちづくりに生かす必要がある。</p> <p>ついては、文化的資源を生かした持続可能なまちづくりと魅力発信を推進するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 文化的資源を生かしたまちづくりの推進について</p> <p>地域の文化的資源や特色を生かした持続可能なまちづくりを推進する核として、国指定重要文化財「旧千葉家住宅」の修理・防災・公開活用事業、国指定史跡「鍋倉城跡」の活用整備事業への対応など、県事業の充実強化を図るとともに、国庫補助事業に対する県費嵩上げ補助金を復活すること。</p>				
8月3日	<p>17 新型コロナウイルス感染症対策等に係る支援について</p> <p>1 地域経済回復に向けた財</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大や物価高騰により、本市においても社会経済活動が縮小し、地域経済への影響が深刻化している。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、ワクチン接種の継続が有効であると認識している。</p>	<p>県では、令和5年6月14日の国に対する「物価高騰・新型コロナウイルス感染症対策に関する提言・要望」において、原油価格・物価高騰や新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域経済を守るための取組は、広範囲かつ長丁場となっていること</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B：1</p>

	<p>政支援等の拡充について</p>	<p>については、地域経済の回復に向けた施策を着実に推進するとともに、ワクチン接種による感染拡大の防止を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 地域経済回復に向けた財政支援等の拡充 について</p> <p>市町村が、地域の実情に合わせて物価高騰対策等を柔軟に展開できるよう、新型コロナウイルス感染症対策とは別の物価高騰対策等に係る支援策の拡充を国に働きかけること。</p>	<p>から、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、十分な財政措置及び財政基盤の弱い地方公共団体に対する重点的な配分並びに令和6年度以降も取組が必要となることを見据えた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の柔軟な運用について要望を行ったところです。</p> <p>国においては、令和5年11月に新たに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を措置し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援事業分として、県内市町村に約31億円の配分を行ったところです。</p> <p>今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。(B)</p>			
8月3日	<p>17 新型コロナウイルス感染症対策等に係る支援について</p> <p>2 新型コロナウイルスワクチン接種に係る財政支援の継続等について</p>	<p>2 新型コロナウイルスワクチン接種に係る財政支援の継続等について</p> <p>市町村が、ワクチン接種を継続できるよう、ワクチン接種に係る財政支援の継続を国に働きかけること。</p> <p>また、令和6年度以降のワクチン接種に係る財政支援等の方針を速やかに示すよう国に働きかけること。</p>	<p>県では、新型コロナウイルスワクチン接種事業の継続に当たり、地方負担が生じないよう、国費による財政支援の継続が必要と認識しており、令和5年度の国庫補助金の交付に当たっては、上限額を超過する場合の特例的な措置を令和5年9月以降も延長するなど、地域の実情に十分に配慮した財政措置を令和6年度政府予算提言・要望において要望を行ったところです。(A)</p> <p>また、各自治体が計画的に接種体制を構築するために必要な情報を早期かつ詳細に示す必要があると考えており、令和6年度以降の体制については、定期予防</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>A : 1</p> <p>B : 1</p>

			接種化となることが見込まれていますが、今後、財政支援等の方針を速やかに示すよう国に対して要望していきます。 (B)			
--	--	--	--	--	--	--